

街

支部だより 2013. No. 1





特集：建築士の日イベント

建築士のお仕事体験



「建築士」ってなんだろう？「建築士」ってどんな仕事をするんだろう？

そんなことを知って欲しくて、一般の方々や子供達に建築士のお仕事体験をしてもらったり、パネル展示、相談コーナーや設計実演を行って、建築士・建築士会のPRを行いました。

主催は本部青年委員会です。

イベントのメインになるのは子供達のお仕事体験。道内各支部で行っている活動を、建築士のお仕事として体験してもらい、お仕事をした分だけイベント通貨「チーク」を渡し、イベント会場内にある駄菓子屋で買い物をしてもらおう、という仕組みです。

お仕事体験のメニューは、全部で4つあります。

①理想のお家を描いてみよう

(日高支部・札幌支部)

②折り紙建築

(釧路支部)

③ブロック玩具でまちづくり

(旭川支部)

④パズルでお部屋をかんがえよう

(札幌支部)

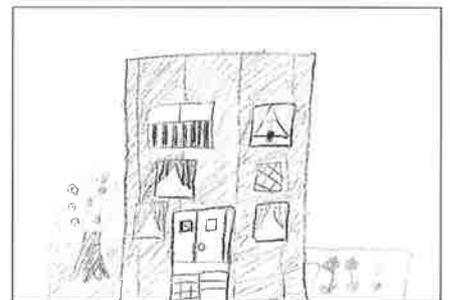
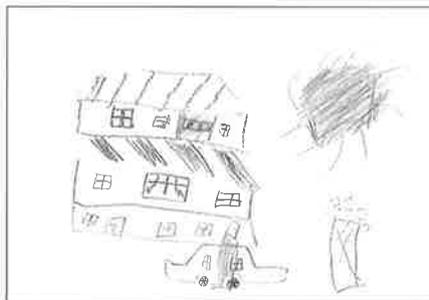
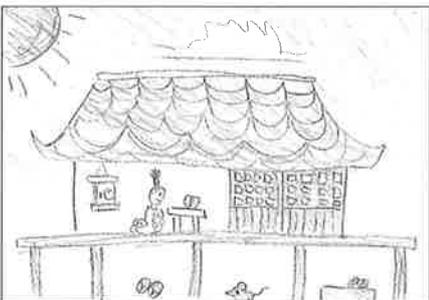
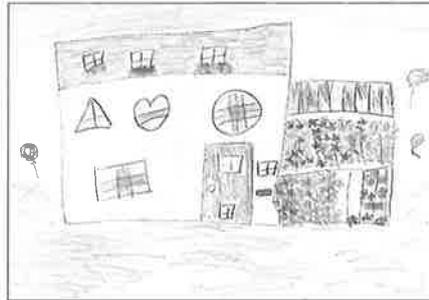
このイベントは昨年から行っていて、昨年は6月30日(土)、7月1日(日)に札幌駅前通地下歩行空間「チ・カ・ホ」の北4条展示空間で、今年は6月22日(土)、6月30日(日)に新さっぽろアークシティ サンプリアザ「光の広場」にて開催しました。

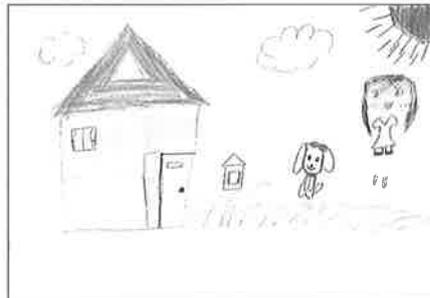
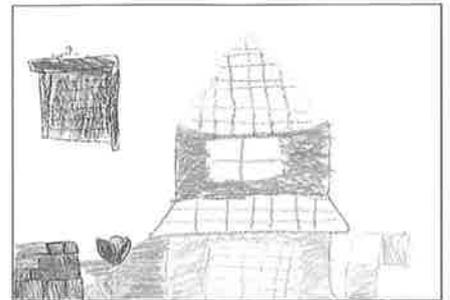
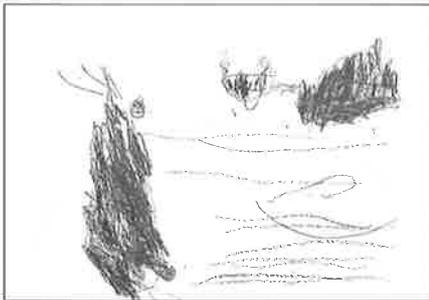
札幌支部青年委員会では、昨年は「理想のお家を描いてみよう」を、今年は新企画として「パズルでお部

屋を考えよう」を担当しました。委員会メンバーが個性・能力を活かして作成したオリジナルの「間取りパズル」はクオリティも高く、大人から子供まで楽しめるツールとなりました。折角なのでこれからもどんどん活用したいと考えています。

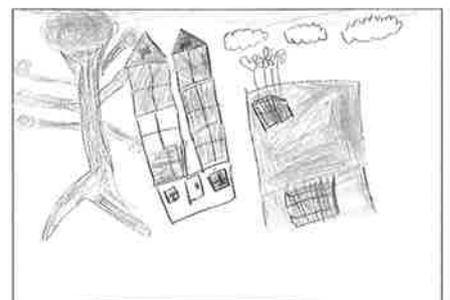
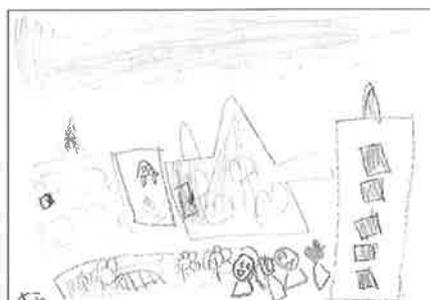
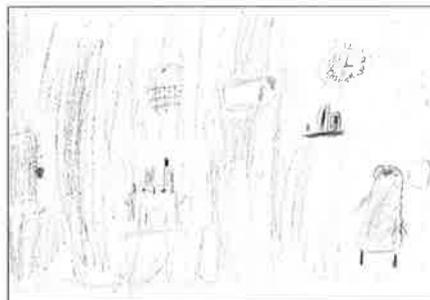
表紙の絵は、今年のイベントにて、参加した子供たちがそれぞれ想像力いっぱい描いてくれた、自分の住みたい家です。どの作品も描かれている家は楽しそうで、描かれている家族はみんな笑っています。私達はそんな仕事をしなくてはならないですし、このイベントに参加した子供たちが、ひとりでも多く建築の仕事を目指してくれることを願います。

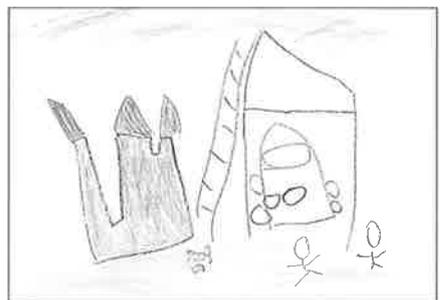
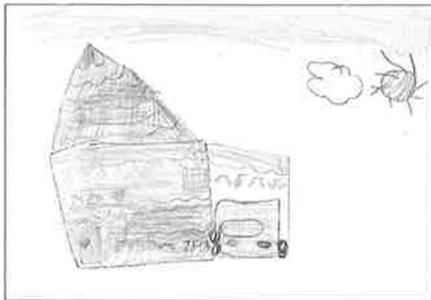
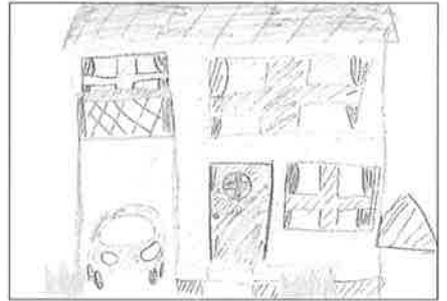
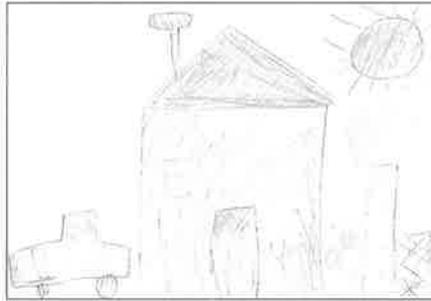
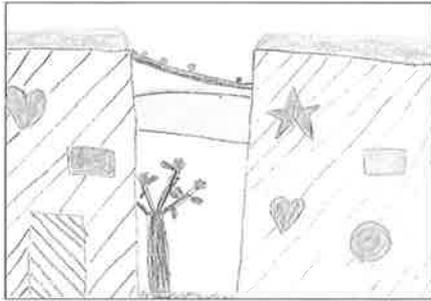


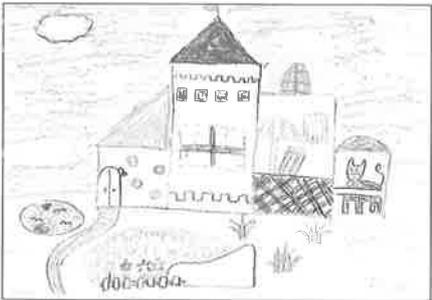
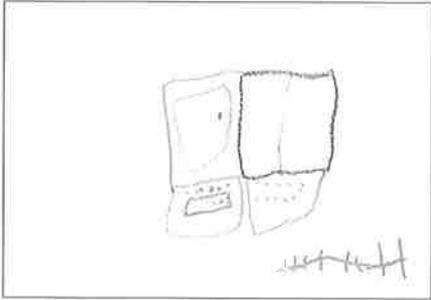




3







5



平成25年度

第1回道央ブロック協議会～千歳開催～ のもよう

青年委員 川原 昌彦

去る4月13日（土）、千歳にて「道央ブロック協議会」が行なわれた。全体で24名の参加で、札幌支部からは5名が参加した。

ちなみに、「道央ブロック協議会」とは、簡単に言うと…「道央圏10支部の青年の集まりで、年3回開催される…」といったもので、今回はH25年度の1回目として開催され、千歳支部青年部が担当して行なわれた。

その模様を、時間に沿って、お伝えしていく…

会場へ到着

13:00



会場へ到着。千歳市防災学習交流センター『そなえーる』。ここで体験会やら研修会、協議会などが行な

われることになる。

体験会

13:30～14:30

千歳の青年部長の開会挨拶から始まり、あれこれとプロローグが進み…体験会の開始となった。



まずは、避難器具の体験！



会場には、緩降機と救助袋が開かれた状態で設置されており、スタッフのお姉さんがそれらについて丁寧

に説明してくださった。

「こちら右が救助袋と言いまして…（中略）…、ではみなさん、実際に降りて体験してみましよう！やってみみたい方はいますか!？」ということで、わが札幌支部のメンバーのうち3名を含む数名がそれに挑んだ!!

以下が、札幌支部メンバーが救助袋の下降体験した様子である。





カッコいい感じではなかったが、見事に着地を極めた。さすがは、わが札幌支部のメンバーである。

「スゲー！おれもやりた〜い！…でも、これ中学生からじゃないとやれないんだってよう…」

「おれ、上から見てくる!!」

まわりでそれを観覧している小学見男の子3人組もテンションもあがりっぱなしだ。彼らにとっての「憧れのアトラクション」のようである。

その後の地震体験では、「新潟県中越地震」など実際に起きたさまざまな地震の揺れを再現したものを体験した。その揺れ方、長さなど一様に同じものが無いということを感じることができる。



研修会

14:40~15:30

…体験会に続いて、研修会となる。「北海道の地震・活断層について」と題されたものだ。

…千歳の青年部長から冒頭、説明がされる。

…「それでは研修会をはじめます。

5部構成となっていて…

- ①日本において予測されている地震について
- ②北海道の地震・活断層について
- ③千歳近辺の活断層について
- ④千歳市における被害予想・行政の促進計画及び補助について
- ⑤補助活用の促進についての意見となります。」

さらに続けて、「①~④までは千歳支部のメンバーが説明し、⑤については皆さんでグループディスカッションをしていただきます。なお、今回は千歳支部のメンバーで話し合っ、外部の講師は呼ばず、自分たちで調査し資料を作成し、そして説明も行なう。そう…自分たちで“つくりあげる”ということに決めました!!」と説明。なにやら「宣言」に近いものを感じさせる。

さぞかし、準備が大変だっただろう…気合が入ってんなー！と、その場にいた誰しもがそう思っている…そんな空気が流れるのを感じた。

=①部~④部=



そして、その千歳支部が“つくりあげた”講演が始まる。最初のほうは説明に若干の「たどたどしさ」があったが、その説明が、日本全体から徐々に北海道、そして、彼らの地元である千歳周辺の活断層のことになるにつれ、それは熱を帯び、専門家に“勝るとも劣らない”(…というのは言い過ぎかもしれないが)見事なものとなっていく。

少人数のメンバーで準備したとは考

えられないほど、彼らが“つくりあげた”と言う研修会は、手作り感を残しながらも、見事に“仕上げられた”研修会となっていた。

=ワークショップ=

そして、ワークショップへと移行する。

テーマは、「補助活用の促進についての意見」で、4~5人で1グループとなり、全部で6グループを編成。そして各グループでディスカッションを行ない、最後に発表する。という運びだ。

まず、説明がされる。「耐震診断、改修の補助活用について、グループで自由に話し合ってください。時間は短いですが…えーと、5分で!」

…「エッ!それだけ、時間も内容も!!」といった空気が、ほんの一瞬、会場を覆った。

しかし、そこにいるのは建築士会のメンバーである。ワークショップには慣れているので、徐々にディスカッションが展開され拡大されていく。

だが、わがグループはというと…4人構成のはずであったが、一人は所用でワークショップ前に会場を後にし、更に滝川のNさんも電話をしているのか一向に会場に戻ってこない…残された2人は、

「何を話せば…」「エへへへ、補助の活用を…」と、実のない話をボツ…ボツ…と話し合う。

「これグループディスカッションですかね〜? (笑)」…まさに同感なのである。

しかし、時間も終わりに差し迫ったころ、ようやく滝川のNさんが戻ってきて、事態は一転し、わがグループもディスカッションらしくなり、事なきを得たのだった…

そして、各グループの発表へと移る。



「耐震改修と他の補助制度をセットにして活用しやすくする」、「建替えについても補助している事例がある」、「手続きの煩雑さに対して、補助率が低いのが現状。手続きの簡略化か補助率の引上げのどちらかを行なうべき」など、その他にも多彩で数多くの意見が各グループから提示される。

短時間であったので、現状分析的な意見が多かったものの、提案型の意見も少なからず出てきたのは建築士の特性なのかも知れない。

協議会

15:40~16:30

平成25年度から、恵庭支部の石塚

氏がブロック長となることが発表される。

そして、新たな活動方針として、「つながる・ひろがる」をキーワードにして活動していきたいと示される。

その意図としては、会の会員減少（特に若手の減少）という現状の問題へのアプローチとして、このキーワードのもと、ブロック全体で対策を考えていこうというものだ。

今後のブロックの活動として展開されていく。



懇親会

18:00~20:00

会場は「ビア・ワークス・ちとせ」で行なわれた。地ビールが飲めるのだ。

即興で考えられたと思われる“罰ゲーム付き余興”などで、大いに盛り上がった。

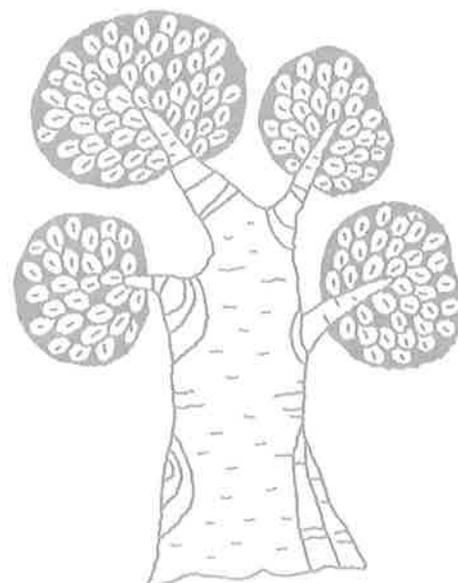


ブロック協議会の意義

今回は、防災をテーマとしたものであった。今まで数多くのテーマを設定し開催されてきた。

ブロック協議会では、社会のあらゆる事象を捉え、それらのつながりとつながりを見出す。そんな「気づき」を生む機能を持っているように思う。今後もそうであり続けることを願う。

※なお、以上については記憶に基づくものであり、事実と相違があるかもしれません。



札幌市 からの お知らせ

札幌市都市局建築指導部管理課
建築安全推進課

札幌市建築物における駐車施設の附置等に関する条例（附置義務条例） の運用の見直しと手引きの改訂について

- 附置義務条例の運用の見直しと手引きの改訂
- 隔地駐車施設の特例承認要件の見直し内容
- 改訂版手引きに新たに掲載した内容

9

■ 附置義務条例の運用の見直しと手引きの改訂

札幌市では、平成24年1月に策定された札幌市総合交通計画において駐車場施策からのまちづくり支援の考え方が示されたことを踏まえ、都心部（駐車場整備地区内）における隔地駐車施設の特例承認（附置義務条例第6条）の要件について見直し

を行い、平成25年5月1日より運用を開始いたしました。

また、同日より手引きを改訂し、駐車施設算定床面積の特例認定（附置義務条例第2条）及び隔地駐車施設の特例承認（附置義務条例第6条）の要件などを手引きに掲載いたしま

した。

改訂版手引きにつきましては、建築指導部ホームページをご覧ください。

(<http://www.city.sapporo.jp/toshi/k-shido/tyuusya/futigimu/futigimu.html>)

■ 隔地駐車施設の特例承認要件の見直し内容

これまで、隔地駐車施設の特例承認を受けられる要件は、これまで自己敷地内に駐車場を設置することが困難な場合等に限定されておりました。

このたび、平成24年1月策定の札幌

市総合交通計画において、都心部（駐車場整備地区内）の附置義務駐車施設の整備にあたり駐車施設の共同化や既存駐車施設の活用を図る考え方が示されたことから、都心部（駐車場整備地区内）の隔地駐車施

設の特例について柔軟な運用を行うこととして認定要件を見直し、「建築物の敷地が駐車場整備地区内にあり、隔地駐車施設が原則1か所である場合」を隔地駐車施設の特例を受けられる要件に追加しました。

■改訂版手引きに新たに掲載した内容

1 駐車施設算定床面積に関する特例の認定

条例第2条の規定により性質上又は用途上自動車の駐車需要を発生させる程度が少ないと市長が特に認めた建築物又は建築物の部分については、駐車施設算定床面積から除外することができます。

建築物又は建築物の部分が下記に該当し、認定を受けるためには、あらかじめ市長への認定が必要となります。

※届出書の様式及び添付図書は、札幌市都市局建築指導部のホームページに掲載しています。

自動車の駐車需要を発生させる程度が少ないと考えられる建築物又は建築物の部分は、右の通りです。



2 附置の特例承認を受けられる要件

附置義務駐車施設は原則建築物又は建築物の敷地内に設置しなければなりません。建築物の構造又は敷地の状態により市長が特にやむを得ないと認める場合に限り、建築物の敷地からおおむね200m以内の場所に駐車施設を設置することができます。（この駐車施設を「隔地駐車施設」といいます。）

なお、隔地駐車施設の特例承認は、あらかじめ市長に承認が必要です。

※届出書の様式及び添付図書は、札幌市都市局建築指導部のホームページに掲載しています。

建築物の構造又は敷地の状態によ

- ・中水道施設
- ・地域冷暖房施設
- ・防災用備蓄倉庫
- ・消防用水利施設
- ・電気事業の用に供する開閉所及び変電所
- ・ガス事業の用に供するバルブステーション、ガバナーステーション及び特定ガス発生装置
- ・水道事業又は公共下水道の用に供するポンプ施設
- ・第一種電気通信事業の用に供する電気通信交換施設
- ・都市高速鉄道のために供する停車場、開閉所及び変電所
- ・発電室
- ・大型受水槽室
- ・汚水貯留施設
- ・コージェネレーション施設
- ・駅その他これに類するものから道路等の公共空地に至る動線上無理のない経路上にある通路、階段、傾斜路、昇降機その他これらに類するもの
- ・太陽光発電設備、燃料電池設備、自然冷媒を用いたヒートポンプ・蓄熱システムその他これらに類するもの（省資源、省エネルギー、防災等での観点から必要なもの又は環境負荷の低減等の観点から必要な設備であって、公共施設に対する負荷の増大のないもの）
- ・バリアフリー法の建築物移動等円滑化誘導基準相当の整備をする建築物（建築物特定施設の床面積のうち、移動等円滑化の措置をとることにより通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなる場合で、建築物の延べ面積の1/10を限度）

り市長が特にやむを得ないと認められる理由は、以下の通りです。

1. 既存建築物に既設の駐車施設を減らさない方法で増築又は条例第2条3項に規定する用途変更をする場合で、敷地、建築物の構造上、駐車施設の設置が困難な場合
2. 敷地の道路に接する間口が狭く、駐車施設又は駐車施設の出入口を設置することが極めて困難な場合
3. 駐車施設又は駐車施設の出入口の位置が他の法令に抵触するため、設置が不可能又は困難である場合
4. 駐車施設又は駐車施設の出入口

が交通規制のため、通常の利用が不可能又は困難な場合

5. 都市景観上の観点から、駐車施設又は駐車施設の出入口を設置することが好ましくない場合
6. 敷地と一体に利用できるとみなし得る位置の自己所有地等に駐車施設を設置する場合（隣接する土地、接道面に沿って概ね50mまでの土地又はその範囲内において道路の反対側に位置する土地）
7. 2棟以上の建築物が共同で駐車施設を設置する場合
8. 大規模建築物で、駐車施設とのバス送迎等、地域の交通混雑・危険の解消等、公共性に寄与する計画で、当該施設の附属又は

補完施設とみなし得る駐車施設を設置する場合

9. 建築物の敷地が駐車場整備地区内にあり、隔地駐車施設が原則1か所である場合

- ◆ 車いす利用者のための駐車施設は、当該建築物又は建築物の敷地内に設けることとなります。ただし、適用要件が上記1から5までのいずれかに該当する場合はこの限りではありません。
- ◆ 荷さばきのための駐車施設は、他の規定によるところがない限り敷地内に設けなければなりません。

- ◆ 「建築物の敷地からおおむね200m以内の場所」は、上記8の場合を除き、建築物の敷地境界線から隔地駐車施設の敷地境界線までの最短の直線距離で250m以内とします。ただし、200mを超える場合については、周辺の土地利用状況等から、200m以内に駐車施設を確保することが困難であると判断できる場合に限りま

2 隔地駐車施設と認められる駐車場

- ◆ 駐車施設を附置すべき者が所有又は管理運営に権利を有する駐

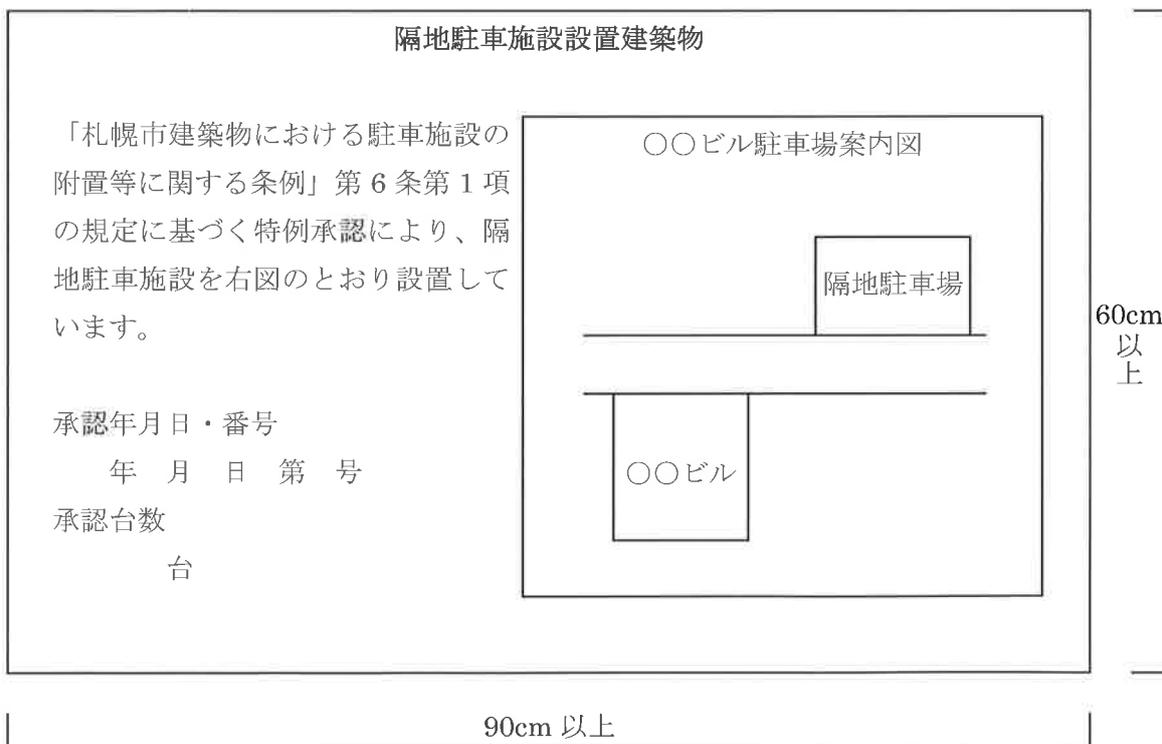
車施設であること

- ◆ 既存の駐車施設を隔地駐車施設とする場合は、5年以上の賃貸借契約等とし、当該期間後は自動更新とする旨を設定すること

隔地駐車施設と認められる駐車場は、以下の条件となります。

- ◆ 隔地駐車施設を設けることにより、隔地先の建築物が建築基準法に抵触しないことを確認願います。
- ◆ 隔地駐車施設を設けた建築物には、見やすい位置に隔地駐車施設の位置表示をする必要があります。

《表示板の例》



11

問い合わせ先

● 附置義務条例について

建築安全推進課 (特定審査担当)

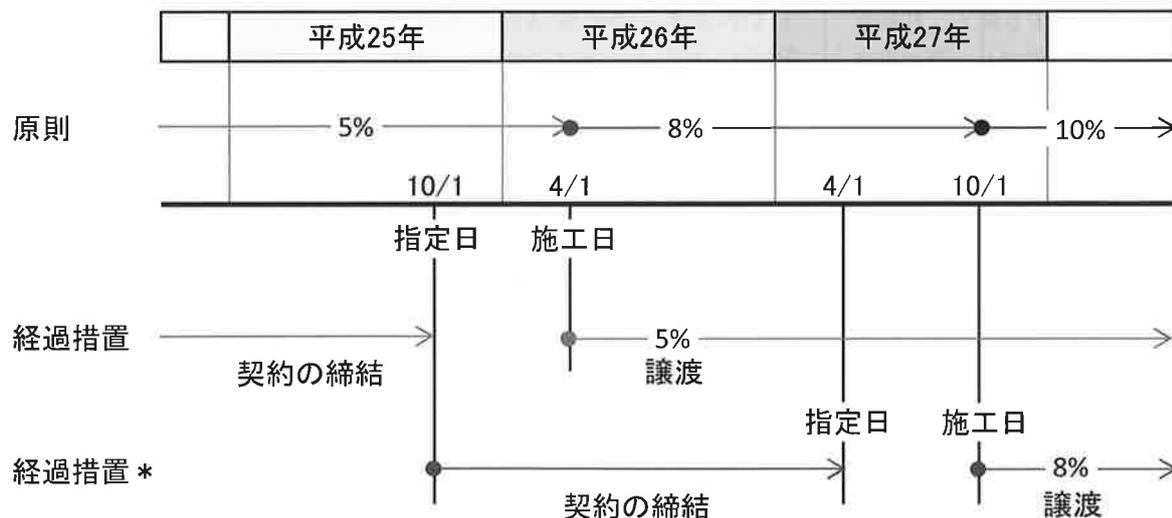
☎ 011-211-2867

請負工事等に関する経過措置

工事や製造等の請負は取引金額が大きいと税額の影響も大きくなる。契約から引渡しまでに時間もかかることから、税率の引き上げについては、納税者への周知や取引の安定を図るため、平成9年4月の引上げの際と同様の経過措置が設けられる。

改正法案の附則では、事業者が、平成8年10月1日から平成25年10月1日（＝「指定日」）の前日までの間に締結した工事（製造含む。）の請負に係る契約（これに類する政令で定める契約を含む。）に基づき、平成26年4月1日（施工日）以降に当該契約に係る増税資産の譲渡等を

行う場合には、当該課税資産の譲渡等（指定日以後に当該契約に係る対価の額が増額された場合には、当該増額される前の対価の額に相当する部分に限る。）に係る消費税については、旧消費税法第9条に規定する税率（5%）による、と規定している（附則5条③）



*平成27年10月1日からの10%引き上げに係わる「平成27年指定日」は27年4月1日。
25年10月1日から、27年指定日の前日27年3月31日までの間に締結された契約に基づき、27年10月1日以降に譲渡されるものの消費税率は8%が適用される（附則16条）。

工事の請負契約については、日本標準産業分類「大分類：建設業」の「中分類：総合工事業、職別工事業設備工事業」に分類される工事で、工事の完成を約し、その対価を支払うことを約する契約を言う、とされていた。

出典：税務研究会 税務通信 3224号

例)

- ・平成25年9月30日までに契約した物件は、消費税5%
- ・平成25年10月1日から平成26年3月31日までに契約したものであっても、平成26年3月31日までに引き渡せば、消費税は5%
- ・平成25年9月30日までに契約した物件であっても、追加工事はその契約した時期により税率が変わる。
- ・平成25年9月30日までに契約した契約内訳書の内容で減額工事の場合は、本工事の税率が適用される。

総務委員会

女性小委員会のこと

工藤美智子

昨年から総務委員会管轄で、女性会員を中心とする小委員会活動が認められました。

今まで本部女性委員会・道央ブロックとして活動していましたが、所属支部との連携があまり無く、札幌近郊が中心となる事業でも一緒に取り組む仲間が少ない事を残念に思っていました。

女性の場合、仕事だけではなく家庭の事情で活動に参加しづらい事が、男性よりも多いように思います。状況は年々変化していきませんが、私も自分の動きやすい時間帯と関心分野の違いから、しばらく支部活動から遠のいていました。今まで自宅待機状態だった女性会員が参加できる場として、打合せやセミナーなどを土曜・日曜や平日の日中に設定したものも企画していきたいと思います。

今年度8月以降の女性委員会の動きについて紹介させていただきます。

支部小委員会セミナー

STREET Vol.207で予告させていただきましたが9月1日(日)にセミナー『お茶を学び、和室を学ぶ』を開催いたします。お茶をいただきながら、季節やおもてなしの心を学び、しつらえの作法を知り和室の良さを再認識するようなセミナーにしたいと思います。親睦を目的の楽しい企画ですので、男女問わず多くの参加をお待ちしています。STREET Vol.208に申込について掲載されて

います。

全道大会A分科会 9月21日

女性委員会では、継続的に道産の「素材」を取り上げて分科会を開催しています。今年度は大会テーマ『庭屋一如』ということから、外構材としての北海道の「素材」を取り上げ、採用例や施工方法・維持管理などを学び、建物と調和する庭づくりや外構の手法を学びたいと思います。

全道女性の集い 9月22日

全道大会翌日に、札幌エルプラザにて『避難所運営ゲーム「HUG」研修会』を開催します。「HUG」とは、避難所運営をみんなで考えるためのひとつのアプローチとして、静岡県が開発したものです。

札幌市でも普及に力を入れているようで、職員・市民向けに実施している区や町内会も多くなってきました。私たちも体験する事により、市民であり建築士であるという視点から何ができるかを考えるきっかけになればと思います。

女性の集いとなっていますが、例年男性にも参加いただいていますし、今年度の企画はぜひ男性にも参加いただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

北海道建設部からの受託事業

北海道建築士会として、地域にお

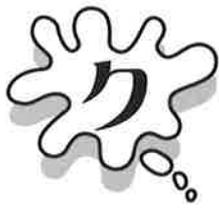
ける住教育実践推進業務『建築士による家庭科住教育出張講座』を受託いたしました。これは過去5年間の「高校家庭科教諭向け住教育セミナー」の実績により、女性委員会が運営させていただくものです。

学校の家庭科教科に住分野が含まれています。しかし住分野は家庭科の先生が教えるにはとても難しいらしく、ほとんど触れずに終わる学校も多いようです。そこで、「住まいの大切さ」を伝える為の支援をする事になりました。道内の高校へ出張講座の募集をしたところ多数の応募があり、私たちが考えている以上に現場の先生達には必要とされる事がわかりました。

今年度は2校の開催ですが、来年度以降も継続の予定です。せっかくの学校教育への支援の機会ですので、出張できる講師を増やし道内どの学校へでも対応できる体制を作りたいと考えています。

10月5日に札幌で『建築士会員向け講師養成セミナー』を開催しますので、これからの世代を育てる手助けを一緒にしていただければと思います。男女問わず会員向けセミナーですのでぜひご参加ください。

今後、本部女性委員会・道央ブロックと連携しながら、さらに活動の輪を広げ、仲間を増やしていきたいと思います。関心のある分野だけでもかまいませんので、一緒に活動しませんか？



四角の中に漢字を1字入れて、2字熟語を縦横二つずつ、合わせて4つ作って下さい。

A～Dの四角に入る文字を順番に並べると4文字の言葉になります。

答えを北海道建築士会札幌支部にお送り下さい。

	再		移	
封	A	立	B	城
	具		山	
	富		納	
紳	C	気	D	得
	官		釈	

答	A	B	C	D
---	---	---	---	---

≡ 新入会員紹介 ≡

- 遠藤 隆雄 (株)インテルナ東
佐藤 一茂 (株)管野組
永峯 朋宏 (株)エー・ピー・エム
大塚 達也 (株)エム・アンド・オー
高田 知一 大和リース(株)札幌支店
馬場 将考 岩田地崎建設(株)
佐藤 一人 有限会社 ニックス
遠山 整子 一級建築士事務所 さくら工房
鈴木 彩恵 (株)アラシキ建築設計事務所
長谷川弘美
加納美佐恵 (株)北海道日建設計
世良 浩章 (株)鈴木東建
西野 美保 (株)ホクスイ設計コンサル
佐野 正弘 岩田地崎建設(株)
野呂 悦孝 北海道電力(株)
奥村 典彦 (株)奥村建築事務所
對馬 一賢 (株)クリエートホーム
丹野 慎一 北海道旅客鉄道(株)
工藤 喜則 (株)藤井工務店
清末 隆廣 ミサワホーム北海道(株)
土岐 敏央 HONEY HOUSE
加藤 誠 (株)アトリエブंक
菅沼 秀樹 (株)アトリエブंक
藤田 真澄 北海道旅客鉄道(株)
紀太隆太郎 (株)協立建築設計事務所
札幌支店
國枝 美紅 東日本ハウス(株)
鷺見 健二 SUMI 建築計画室
棚田 郁 棚田構造設計室
前野 喜一 日本郵政(株)北海道施設センター
宮内 孝 北海道建設部

≡ 編集後記 ≡

今回は札幌駅前地下歩行空間「チ・カ・ホ」にて7月1日建築士の日の記念イベントとして開催された『建築のお仕事体験』を特集しました。

毎年、某生命保険会社で行われている、大人になったらなりたい職業調査(保育園、幼稚園児、小学生対象)では、男の子はサッカー選手、女の子は食べ物屋さんが数年連続で1位になっています。その中に建築士の仕事も割って入る様に、今回のようなイベントを通してPRしていく事は非常に意義があると思います。

業界では消費税アップ前の駆け込み消費やアベノミクス効果による景気回復ムードにより工事量も増加しています。公共工事では応札者ゼロによる不調も出ていますが原因として働き手の不足があげられます。

皆で魅力ある産業をアピールし、この業界で働きたいという人を増やしていけたらと思います。

今回は賛助会員様の紹介もして行きたいと思います。ご期待下さい。

(K・M)

支部だより「街」

2013. 7. No. 1

平成25年7月発行

発行—一般社団法人北海道建築士会札幌支部

〒060-0042 札幌市中央区

大通西5丁目11番地 大五ビル6F

T E L (011) 232-1843

F A X (011) 232-1843

印刷—中西印刷株式会社

〒007-0823 札幌市東区東雁来

3条1丁目1-34

T E L (011) 781-7501

F A X (011) 781-7516